

意見陳述書

《申立人 大友博子》

平成10年8月に夫が自らの命を絶ってから、私は公務災害の認定を請求すべきかどうか、ずっと悩み続けました。私自身が仙台市の教員の一人であることを考えると、公務災害認定の申し立てをすることは、仲間の非を追及するようなことになるのではないかという思いがあったからです。しかし、あんなにも生徒を大事にし、また、全中バドミントン大会を成功させるために骨身を削って仕事に取り組んでいた夫の姿を思い出すと、単なる自殺という、個人的なレベルでの結論で片付けてしまうわけにはいかないと考えるに至りました。

夫は家族を大切にする人でした。夫が自ら命を絶ったとき、一人娘の華子は5歳でしたが、夫は娘のことを怒ったこともなく、それこそ目の中に入れても痛くないほどかわいがっていました。全中バドミントン大会の準備に追われながらも、大会が終わったら、娘を「ディズニーランドに連れて行こう」と話していたことが今でも忘れられません。

また、こんなこともありました。平成4年に私の父が亡くなったとき、私は悲嘆にくれました。実をいうと私は大人になってから父を毛嫌いして、避けていたのです。そうして父が亡くなったとき、それまで自分がしてきた親不孝を後悔せずにはいらませんでした。そんな私を夫は優しく支えてくれました。そして、自分はそういう親不孝なことはしないようにしようと話していたものです。自分の両親のことをいつも心にかけていて、そのうちどこかへ旅行させてあげようと、私に相談を持ちかけるような息子でした。

仕事に対しては、夫は人一倍責任感の強い人でした。自分の勤務する学校での教科指導や生徒指導、特別活動・生徒会活動の指導、部活動の指導など、何一つ手を抜くことなく、常に前向きに、誠実に取り組んでいました。

また、仙台市中体連バドミントン専門部の委員長として、平成9年からは宮城県中体連バドミントン専門部の副委員長として、バドミントン部会の組織の運営や各種大会の運営にも力を注いでいました。それに加えて、全中バドミントン大会の開催に向けての準備が重なったのです。

平成10年になると全中の準備が本格的に始まりました。7月の県中総体は全中のリハーサルも兼ねているということで、夏休みだというのに、家に帰ってくるのは、ほと

んど毎日、午後9時を過ぎてからでした。あの夏休みは、夕食を一緒にとったという記憶もありません。帰宅してからも深夜までパソコンに向かって仕事をし、私より早くベッドに入ったことはありませんでした。お盆も2日間しか休みませんでした。この年の1月から8月までに夫が取った年休が、たったの18時間です。私たちのような公立学校の教員は1時間単位で年休を取ります。この18時間も、1日単位で取ったものではありませんでした。もちろん、土日も休みなく仕事に出かけていました。このことが、当時の夫の仕事の大変さと責任感の強さを端的に物語っているように思います。

少々のことでは決して弱音を吐かない夫が、夏休みに入ってから時おり、「準備が錯綜していて、楽しみがない状態だ……」とか「段取りが今ひとつなんだ……」「今か忙しさのピークだ……」というような悩みを話すことがありました。また、お盆過ぎに、夫のあまりの仕事の大変さや疲れぶりを見かねた同僚の先生から「焼き肉をおごってやるよ」と誘われた時に、「おなかの調子がよくないから……」と断っていたという話を聞きました。それまで、同僚からそういう誘いを受けて断るということはなかったそうです。今振り返ってみるとその頃夫はふくらみきったゴム風船のように、余裕のない状態におかれていたのかもしれない。

「このままでは過労死してしまうよな」夫が、ぼつんとつぶやいた言葉が、まさかこんな形で現実のものとなるうとほおもってみませんでした。あの時、夫が自分でも知らないままに発信していたであろう「SOS」を、私がしっかり受け止めていれば と、今も後悔せずにはいられません。

全中が直前に迫ると、ホテルに泊まり込んで事務局の仕事をする事になりました。明日から泊まりだという白も、帰宅したのは午前1時過ぎでした。ベッドに入ってもほとんど眠れない様子で、私の目から見ても疲れがピークに達しているということがよく分かりました。私は、「随分疲れてるようだけど、大丈夫かなあ」「全中を目前にして、不安や緊張もあるんだろうなあ」と思ったものです。私にとって夫は、「どんな困難も乗り越えていける強い人、頼りになる人」でした。だから、この日も、疲れがたまっていることを心配はしましたが、「もうすぐ全中も終わることだし……」と考えていたのだと思います。もしあの晩、もっとじっくり夫と話をする時間が持っていたら、こんなことにはならなかったのでしょうか。翌朝、夫は7時前に、出かけていきました。私は、全中が早く、無事に終わることを願いつつ、夫の後ろ姿を見送りました。

夫が亡くなる前の夜、電話で話をしました。「あまり食べられない」「眠れない」「1時間おきに目が覚める」と、体の調子が良くないようなことを話していました。また、レセプションの2次会が終わって、支払いをしているうちにみんながエレベーターで行ってしまった、というようなことも話していました。普段、仲間のことをそんなふうには話すこと

はありませんでしたし、何よりも、そういう弱音を吐く人ではなかったのです。後で、気になった実行委員の仲間が夫の部屋の様子を見に行くと、白い顔をして、いかにも疲れた様子で、一人たばこを吸っており、部屋中に煙が立ちこめていたという話を聞きました。それを聞いたとき、極度の疲労と緊張の中で、些細なことにもナーバスになっている夫の姿が目には浮かんできました。まじめだけれども、明るさを失わなかった夫の、その時の気持ちを思うと胸がふさがります。けれども、そんな状況にあっても、電話では「華子は元気？」と娘のことを気遣い、「明日、朝一番で中山中にCDを取りに行かなきゃいけない」と最後まで仕事のことを気にかけていた夫の声を、今でも鮮明に覚えています。

夫は高校時代から始めたバドミントンという競技が好きでした。しかし、バドミントン部会の仕事や全中開催に向けての準備を自ら買って出てやっていたわけではありません。市中体連バドミントン専門部の委員長になるという時、私は反対しました。それに対して夫は「他にやる人がいないから……」「誰かがやらなければ……」と言って引き受けたのです。全中バドミントン大会についても、先頭に立って仕事を進めていかなければならないという立場とその責任の重さ、自分と同じようにバドミントンを愛し練習に励んできた全国の中学生のために大会を成功させようという情熱を支えとして、夫は全力を尽くして仕事に取り組んだのだと思います。

このように家族思いで、責任感の強い夫が、やりかけていた仕事の途中で自らの命を絶ったのです。全中開催のための激務が常に物事を冷静に判断し、感情的になることなどなかった夫から、正常な思考や判断力を奪ってしまったとしか考えられません。日夜練習に励んでいる中学生やそれを支えている顧問の先生方、また保護者のみなさんのために晴れの舞台を用意してあげるための仕事が、教員としての公務でなくて一体何なのでしょう。

夫が亡くなって5年。娘は、今芋10歳になりました。娘のこれからの人生の中で、父親と一緒に過ごした時間より、父親がいない時間の方が長くなっていきます。だんだん成長し、大人になっていく娘に、「お父さんは、いつも華子のことを一番大切にしていたんだよ。そして立派に自分の仕事の責任を果たそうとがんばった人なんだよ。」と胸を張って話していくためにも、夫が公務に尽くし、その途上で亡くなったのだということを、ぜひとも認めていただきたいと思いません。

《代理人 弁護士 / 佐藤由紀子》

1 本件に対する公務外認定は、故大友教諭が中体連市バドミントン専門部委員会、県副委員長として行った業務及び全中実行委員会事務局総務部長として行った業務を公務ではないと判断し、その結果、過重な労働は存在しないとして、公務外と認定しており、弁明書も、同様の論旨である。

2 しかし、任命権者である仙台市教育委員会教育長は、当然のことながら、基金支部に対し、中体連バドミントン専門部副委員長としての業務についても、全中バドミントン大会総務部長としての業務についても、明確に「公務と認識している」と回答している。

教育長が、このように判断しているのは、後に詳しく述べられるとおり、中体連大会の運営、全中の運営が、特別教育活動としてのクラブ活動と密接不可分の関係にあり、教育的価値も大きいとため、教職員の本来の職務の一部に属すると考えられるからである。

たとえば、全中の体育大会の基本的性格が、

「(1)全国の中学生約470万人の生徒を基盤とした学校教育活動である。

(2)中学校生徒の現在および将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。

(中略)

(5)学校における保健体育科の授業を出発点とし、クラブ活動、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会を経て選抜された学校代表が参加する大会である。」

とされていること、及び、全中体育大会の目的が

「中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。」

とされていることから、全中の運営が教職員の本来の職務の一部に属することは、明らかである。

このような中体連、全中体育大会の実態に照らし、前述のとおり、任命権者である仙台市教育委員会教育長は、中体連バドミントン専門部副委員長としての業務、及び全中バドミントン大会総務部長としての業務についても、明確に「公務」と認識しているのである。

3 全中体育大会の実行委員長が、「公務」として明確に位置付けられ、全中体育大会の開催・運営のため、宮城県第二体育館勤務を発令され、学校現場を離れていたことも、全中体育大会の運営に関わる業務が「公務」であったことの何よりの証拠である。

全中体育大会の実行委員長の行う、全中体育大会の開催・運営のための業務のみが「公務」であり、全中体育大会の開催・運営に関わる他の教職員の行う業務が「公務でないなどということは、およそありえないのである。

故大友教諭の全中体育大会の運営に関わる業務についても、仙台市立中山中学校校長は、週休日、夏季休暇を除き、「公務」とであると認識している。週休日、夏季休暇を除いている点で、その判断は、形式的であり、不十分な認識ではあるが、全中体育大会の開催・運営のための業務が、時間内に行われたか、週休日や夏季休暇に行われたかにより、その性質が変わることなどありえず、直属の校長の認識においても、上記業務が「公務」であったことは明らかである。

4 このような実態を踏まえ、宮城県教育庁は、平成6年7月22日、中体連等の役員会、理事会等への出張は、学校運営又は教育活動に密接に関連するものとして、出張扱いを許す旨の通知を出しており、中体連等の役員会、理事会への出席の公務性を承諾している。

さらに、宮城県教育庁は、平成14年3月29日、中体連等の「団体の総会における事業報告」や「役員を選出及び会計決算報告」等の会合への出席は、公務とは言い難いとしながらも、中体連主催の会合が、「総会、理事会」等の名称で開催されても、その会合の内容が中体連が主催する各大会の競技日程や生徒の参加方法等などについて協議が行われる場合、その協議結果が学校や生徒にフィードバックされることになることから、当該会合への出席も公務と言える旨通知し、会合の形式的名称ではなく、会合の内容から公務性を判断することを明示している。

5 以上のとおり、故大友教諭が、中体連市バドミントン専門部委員長、県副委員長として行った業務及び全中実行委員会事務局総務部長として行った業務は、明らかに公務であり、「公務外」とした認定及び弁明書は、判断を誤っているため、審査会においては、上記業務を「公務」と判断するよう求める。

6 さらに上記業務を公務であると判断すれば、故大友教諭の自殺が公務上災害であることは明らかである。

故大友教諭の労働時間は、教師としての日常業務に加え、全中体育大会の実行

委員会事務局総務部長として、その業務を遂行するため、本件被災の前の約1月間だけでも、次のような長時間労働であった。

7月20日～7月26日	75時間
7月27日～8月2日	91時間
8月3日～8月9日	96時間
8月10日～8月17日	65時間30分
8月17日～8月23日	90時間

これは、申立人の記憶や同僚の話から、明らかになったものであり、故大友教諭の時間数を明確にすることは困難であるものの、同僚の机の上に、「大友先生、疲れているのでよろしく。午前1時」とかかれたメモが置かれていたこともあったことから、故大友教諭の帰宅時間は、申立人の把握した上記時間よりもさらに遅かったこともあると考えられる。さらに、パソコンに残された更新日時から、帰宅後も深夜まで仕事をしており、同人の労働時間は、これに尽きない。

また、過40時間労働に換算してみると、直前の4週間の時間外労働時間は182時間に上るのである。

さらに、全中が宮城県で開催されるのは20年に1度のことであり、故大友教諭は、総務部長として、絶対に失敗は許されないという非常に大きなストレスにさらされていたことも重要である。

もう1点、重要なことは、通常の日常業務も、毎日のように時間外勤務をせざるをえなかったうえ、初めての免外の授業も担当していたことである。弁明書は、故大友教諭が、社会科教諭から、指導方法の助言等の援助を受けていたが、「教科書の進度や指導方法、受け持ち学級の成績の伸び悩みについて、時に悩んだり気にしているところはあったとされている」と述べており、同人が、初めての免外の社会科の授業を担当し、全中の開催のための上記の極めて強度のストレスに加え、免外の授業についても、ストレスにさらされていたのである。

故大友教諭は、このような過酷な長時間労働と極めて大きな精神的ストレスにさらされて労働していたのであり、この状態が、「対象疾病の発病前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発揚させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められる」状態であることは明かである。

7 したがって、審査会において、すみやかに、本件を、公務上の災害と認定することを求める。

《仙台市立秋保中学校 菊地省三》

私は、現在仙台市立秋保中学校に勤務している者で菊地と申します。大友先生が亡くなられた当時の同僚で、彼の人となりを知る一人です。

同僚としての5年、私たちは様々なことを語り合いました。特に最も時間をかけて進めた話題は、生徒の生活のことでした。多感な中学生にとって世の中の風潮が必ずしも喜ばしいもとはばかりは言い難い。また、家庭の教育力の低下が叫ばれて久しい。心ある教員の間では、今子どもを取り巻くこの状況を打開するには、教師が子どもを真っ向から受け止めなければならない。さもなければ子どもには居場所がなくなるという危機感がもたれています。そんな中、彼は毎日の忙しさにもかかわらず、時間を作ってはせっせと体育館へ

足を運び部活動に励みました。その後ろ姿は「生徒を真っ向から受け止めるために私は行ってきます。」とでも言うように決然としていました。そして毎年、輝かしい成績を残すとともに、生徒の居場所作りに成功していました。

彼が熱心だったのは部活動だけではありません。彼が3年間連続して担任した生徒が一人います。小学校以来不安や緊張を感じる場面でチック症状を呈する生徒でした。時折奇声を発したり、他人に危害を及ぼす恐れのある生徒でした。その子は入学当初からとても緊張した様子を現しました。チックの症状が頻繁に出現するとともに、吃音によって自分の思うことを周囲にうまく伝達できないいらだちから表情に険しさが見いだされるようにもなりました。また、家庭では昼間の緊張を振り払う如く母親やものに当たり散らしてい

ると家庭から連絡がありました。この間、大友先生は生徒から発せられるいらだち、いわれのない罵声にも耳を傾け、生徒を信じ、その自尊感情を傷づけることなく、生徒の言葉に、ひたすら静かにうなずきつづけました。そして2年が経ち、3年目を迎えた時、生徒のチック症状は見事に治まっていたのです。平成7年当時は現在のように学校カウンセリングが普及していませんでしたので、その対応は手探り状態でおこなわれましたが、これは自らの生き方に従い、彼の持ち前の人間愛で生徒を真っ向から受け止めた結果です。

大友先生のこの対人間関係は生徒に限ったことではありませんでした。当時の同僚に体調を崩し精神の不調を訴える女性がいました。同じ学年で3年間仕事をしましたが、周囲はなるべく関わりを持たぬよう距離を持って過ごしていました。それでもその同僚の巻き起こすトラブルは絶えることはありませんでした。トラブルは二者間の時もあれば、職場を越えて、保護者にまで及ぶこともありました。問題が起こると彼だけはいつも静かにして彼女を責め立てることもなく、彼女の言葉に耳を傾け、時にはユーモアを交えて紳士的に応対するのが常でした。彼女の論調と所作が一方的で没論理的なときでさえも、彼は静かに接しました。それは哀れみをかけたり、嵐が通り過ぎるのをまつ姿とは異なるものでした。人間の生きる品性に関わる、かけがえのない人間的存在へのいたわりの姿勢でした。

彼の中山中学校での主な校務分掌は、学年では生徒指導、学校全体では生徒会の担当でした。また、生徒が楽しみにしている野外活動や修学旅行の実行委員会の担当も兼ねていました。どれも綿密な計画性とねばり強く情熱的な実行力がないとできないものばかりです。そしてその出来映えが学校全体の雰囲気左右し、ひいては学校教育の効果そのものまで決定づける大切なものです。ですから、どこの中学校でも、これらの要職についているのは、その学校で最も仕事に秀で、生徒の心をつかむことに長じた信頼のおける人物です。

これ以前にはもちろん専門教科の英語の指導もあります。そして平成10年には、学校経営全体の視点からやむを得ず免許のない社会科の授業まで引き受けて行っていました。こうした彼の仕事量は、多忙を極めている中学校現場の実情にも因りますが、それに加えて彼の仕事への熱心さと誠実さがあります。彼は教科指導やそれ以外の校務分掌で用いる膨大な資料の整理をこまめにしていました。数年前の資料も瞬時に取り出してくるほどの几帳面さで、周囲の人々をいつも驚かせていました。

このように人間性に優れかつ仕事をてきぱきとこなす彼でしたから、生徒のみならず同僚、上司そして保護者から全幅の信頼を寄せられていました。これがために、彼には仕事が集まりその忙しさはますます度合いを増していきました。

平成9年度、彼は3学年の学級担任をしていました。全中バドミントン仙台大会の前年です。10月頃から3学年担当の職員は進路指導に追われ始めます。12月ともなると忙しさはピークに達します。進路情報の収集、整理、伝達。生徒・保護者との面談。校内進路検討委員会の資料作成と繰り返し行われる長時間の会議。その内容の家庭への連絡と進路選択の再検討面談。考査問題の作成と処理。成績処理と内申書の作成。出願手続き事務と放課後等を利用した個別学習指導。通常の授業、校務分掌以外に処理しなければならない業務が山積みになります。また、書き上げた書類等は一字一句相互に複数の目で確認

しあいます。教員の過失で受験が不可能となった事例は、まれなことではあっても、あってはとりかえしのつかないことです。肉体的にも精神的にも3学年の職員にとっては気の抜けない日々が続きます。また、これだけの事務作業を期限内に完了するには連日夜の8時頃まで時間外勤務をしないと間に合いません。翌日の授業の準備や内申書の下書きに至っては家への持ち帰りや休日の仕事になります。通常の業務をこなしながら1週間ほどで各担任80枚以上の調査書と20枚を超える推薦書を書き上げます。

そんな多忙と疲労の重なる12月の或る夜、いつもながら午後8時を迎える頃、大友先生は「これから南中山中学校へ行って来ます」と言って中山中学校を出て行きました。もちろん食事をとってはいません。ただ、ご苦労さん、としかいいようがありませんでした。南中山中学校は全中バドミントン仙台大会の委員長が当時勤務していた学校です。資料にもありますように、彼は全中バドミントン仙台大会の運営仲間であった後輩教員に、「学校の仕事がまず第1だからね、黒沢さん。」と先輩教員として教諭するように語りかけていま

す。この言葉は自らの戒めともなっていたのでしょう。さぞ疲れているだろうにと気の毒に思いましたが、その夜の行動は大友先生の代名詞のような「誠意ある人」「仕事のできる人」にとっては、当然の義務と感じられ、当たり前行動だったのだらうと思いません。当時の中山中学校の佐伯校長先生は仙台市の教育長宛の大友先生事故報告書の中で「大友先生は誠実で思いやりのある人、情熱にあふれ、バドミントンの仕事がどんなに忙しくとも決して学校の仕事を手抜きしたり、抜け出したりしない春秋に富む人」と、その人と

なりを評しました。同僚からすれば部下の忙しさと大変さをよく見てくれた安心できる人物評です。また、大友先生が敬愛していた全中バドミントン仙台大会委員長の小川先生は、陳述書の中で「大友先生は常に全力投球する人でした。」「学校の仕事が忙しくて全中バドミントン大会のことは夜の7時以降会うのがやっとでした」と述べていますが、これは私が今申し上げた大友先生の熱心さと付合するものですし、佐伯校長先生の人物評とも共通します」

山形県出身の詩人吉野弘の作品に「夕焼け」という温かい人間愛を感じさせる詩があります。

いつものことだが / 電車は満員だった。 / そして / いつものことだが / 若者と娘が腰をおろし / としよりが立っていた。 / うつむいていた娘が立って / としよりに席をゆずった。 / そそくさととしよりが座った。 / 礼も言わずにとしよりは次の駅で降りた。 / 娘は座った。 / 別のとしよりが娘の前に / 横合いからおしだされてきた。 / 娘はうつむいた。 / しかし / また立って / 席を / そのとしよりにゆずった。 / としよりは次の駅で礼を言って降りた。 / 娘は座った。 / 二度あることはという通り / 例のとしよりが娘の前に / 押し出された。 / 可哀想に / 娘はうつむいて / そして今度は席を立たなかった。 / 次の駅も / 次の駅も / 下唇をキュッと噛んで / 身体をこわばらせて。 / 僕は電車を降りた。 / 固くなってうつむいて / 娘はどこまで行ったろう。 / やさしい心の持ち主は / いつでもどこでも / われにもあらず受難者となる / 何故って / やさしい心の持ち主は / 他人のつらさをじぶんのつらさのように / 感じるから。 / やさしい心に責められながら / 娘はどこまでゆけるだろう。 / 下唇を噛んで / つらい気持ちで / 美しい夕焼けも見ないで。

この詐はなんて優しいまなざしで書かれているんだらうと、感動するばかりです。年寄りのつらさを自分のつらさのように感じる娘同様に座っている若者のつらさも想像する娘。その娘の痛さを実感している僕。そして、両者の人間的な、あまりにも人間的な優しさにじっと慈しみのまなざしを向ける作者。この人たちのやさしい心は、他者への深く優しい想像力が生み出したものと思います。人間が本来的な人間にならうとしてもなお手に入れにくい類の、あまりにも人間的な優しさではないでしょうか。

大友雅義先生はうわべの優しさに酔ったりするモラトリアムな人間ではありませんでした。また、倣ったり、長所をひけらかしたりする自己陶醉タイプの人間でもありませんでした。さらに自分さえ犠牲になれば物事がうまくいくと考えるほど青臭い人でもありませんでした。彼はもっと理知的で現実検討能力が高く、現実処理能力に長けた人

でした。彼の口から周囲への批判やトラブルの犯人探しなどを一度も聞いたことがありません。同時に、他人の口から彼の瑕疵や落ち度、悪評めいたものを聞いたことがないので。高い知性と強い理性によって人を卑しめることを避け、角を立てることを潔しとせずでした。人と人は互いに認め合い、励まし合い、許し合うことこそ最も尊い人間性だと布教するがごとく、常に建設的で前向きでした。そしてどんな状況の中でも彼の代名詞のような思いやりと優しさを決して忘れることがない人でした。こうした彼の、元同僚に対するあの接し方は果たして異常でしょうか。あの生徒を立ち直らせていった静かな聞き役は、手をこまねいて心理カウンセラーを気取るポーズだったのでしょうか。元同僚に見せたいかわりも、チック症の生徒に示した慈しみも、人間への信頼ではないでしょうか。深く優しい想像力のもたらした人間愛ではないでしょうか。人の痛みを自分の痛みのように感じる自立した人間性ではなかったでしょうか。こうした彼であったればこそ、全中期間中、周囲の予想を遥かに超える精神的負担が生じたのだと思っています。そして、彼の非凡な力量を持ってしてもなお届かぬ全中という膨大で、手に余る課題がそこにあった。どの人間社会でも、忙しい人ほどますます忙しくなる、という構造をもっています。どんなに忙しいときでも「ぼくできます。」「わたしやります。」と常に腰の軽い人だった大友先生は、小川委員長が「大会期間中私は会議に出ずっぱりだったので、大友先生に仕事の中心になってやってもらっていました。」と言っていますように、未知の大規模な大会運営の中で、人の見えぬ仕事に気づき、人の感じ得ぬ痛みを知り、まさに身を粉にして働きづめたのではないのでしょうか。それが、大会役員である黒澤専門部委員の「3日間のホテルでの行動において特に感じたことは、大友先生が精神的にかなり疲れているなあという事でした。」という、最も身近で仕事をした仲間の述懐となって語られています。

これが5年間大友先生とお付き合いさせていただいた者の陳述です。

《仙台市立大沢中学校 教諭 / 大木一彦》

中学校において部活動は、各学校で作成されている教育計画の中に位置づけられた重要な教育活動のひとつであり、特に平成10年当時は、中学校学習指導要領で、教科・道徳とともに教育課程の柱の一つをなす一分野であるクラブ活動が、ほとんどの学校で部活動によって代替される形で実施されていました。

当然その顧問は年度当初の職員会議において他の校務分掌同様に、校長より任命され、様々な文書において公表される「公務」となっています。

運動系の部活動にとって、6月に開催される「仙台市中学校総合体育大会」（「市中総体」）は、最も重要な大会であります。なぜならこの大会は、7月に開催される「宮城県中学校総合体育大会」（「県中総体」）の予選を兼ねており、更にこの「県中総体」は8月に開催される「東北中学校体育大会」（「東北大会」）「全国中学校体育大

会」(「全中大会」)へとつながっていくからです。また、この一連の大会のどこかで敗退したチームの3年生は、部活動を引退することが慣例となっており、部活動の集大成というべき大会になっています。また、この「市中総体」は全中学校において、全生徒の登校する出校日となって文科系の部活動の生徒や、部活動に所属しない生徒も、教師の引率のもと各会場で運動系の部活動を応援する日となっています。そのために代休措置もとられ、授業や他の学校行事と同様の扱いとなっています。

では、なぜ部活動の顧問は校長により任命され「中総体」が授業や他の行事と同様の扱いになっているのでしょうか。それは、部活動に教育的意義があるからではないのでしょうか。中学生にとって、2～3年をかけて何か一つのことに集中して取り組み、友と共に自分を鍛えていく中で学んでいけることは、何ものにもかえがたいものがあります。そう思うからこそ、私自身、専門でもない部活動でも引き受け、自分なりにベストを尽くし生徒と接しているつもりです。そして、その教育的価値を市町村や都道府県の教育委員会も認めているからこそ「中総体」を主催しているのではないのでしょうか。

さて、こうした「市中総体」「県中総体」「東北大会」「全中大会」の運営は誰が行うかという点について述べたいと思います。こうした大会は、基本的にはそれぞれの大会規模に対応する中学校体育連盟、大会開催地の都道府県教育委員会および市町村教育委員会の三者(または二者)、場合によってはそれぞれの大会規模の各競技団体が主催者となっています。しかし実際には、その運営は大会開催地の市町村および都道府県の中学校体育連盟の各競技の専門部のメンバーが行っています。例えば、私の関係するソフトボールの「市中総体」について述べてみると、主催は仙台市中学校体育連盟、仙台市教育委員会の二者となっています。しかし、実際の運営に関しては、仙台市立三条中学校内にある仙台市中学校体育連盟の事務局が、記録のまとめなどの仕事をし、仙台市ソフトボール協会のメンバーが審判員として協力して下さる他は、全て仙台市中体連ソフトボール専門部のメンバーを中心に行っています。同様にして「県中総体」については、ほとんど全て、宮城県中体連ソフトボール専門部のメンバーを中心に行っています。また「東北大会」「全国大会」が宮城県で開催されるときには、同じ宮城県中体連ソフトボール専門部のメンバーが行います。

では、この仙台市中体連の専門部のメンバー、宮城県中体連の専門部のメンバーがどのような人達によって構成されているかを説明したいと思います。仙台市中体連専門部のメンバーは、仙台市内各中学校の当骸種目の顧問全員によって構成されています。つまり、各学校において、校務分掌として任命されれば、本人の意思とは関係なく仙台市中体連の専門部のメンバーとなるのです。専門部のメンバーになることは決して任意ではなく、校務分掌の延長線上にあるものです。また逆に、仙台市中体連専門部のメンバーには、部会長となる校長1名、副部会長となる教頭数名を除いては、当骸種目の顧問以外のメンバーは誰もいません。つまり、校務分掌である部活

動の顧問のみで構成されているのが仙台市中体連専門部であるということが出来ます。

その後互選により委員長・副委員長などの役員を選出しており、その互選のための会議は、毎年4月、専門部の部会長が校長を務める学校において、勤務時間内に開催されており、顧問は自校校長の出張命令により参加しています。その会議において役員となることは、個人としては任意かもしれませんが、誰かは必ず引き受けなければならない仕事であり、その誰かとは必ず仙台市内の中学校の当該種目の顧問ということになります。つまり、顧問の集団全体としては、必ずしなければいけない業務なのです。更に、仙台市中体連の事務局は東北の事務局を兼ねており、専従の県費職員が担当されています。このことも、中体連の業務が公務としての性格を強くもっていることを示しています。

もし、平成15年5月23日付の「公務災害認定通知書」に記載されているように、「部活動の指導」と「大会への参加生徒の引率」のみが『公務』とされ、参加各校の顧問がその『公務』に専念するならば「大会の運営」を行う役員は誰もいないこととなります。主催者なのに、人を出すことのない市教委にかわって、顧問が公務としての大会の運営の仕事を果たしているから大会が成り立つのであって、もしこれが公務でないとすると、大会は運営できないこととなります。実際に会場では、全顧問が何らかの仕事を分担する形で大会は運営されており、決して自由意志によるボランティアで運営に参加しているわけではありません。もし「通知書」の立場をとるならば、中学校の職員は勤務時間内に、公務として参加生徒の引率をしている一方で、公務を離れ任意団体の役員となって、大会運営をしていることとなってしまいます。

実際、自分の学校の試合中、携帯電話に出て審判に注意を受けたことがあります。その電話は弁当の業者からの問い合わせの電話だったのですが……。ソフトテニスの顧問をしていて、記録係の仕事を離れられずに、自分の学校の生徒の試合に遅れたこともあります。当日、もし私がけがをしたら、どの瞬間なら「生徒引率」の「公務」と認めていただけ、どの瞬間なら「大会運営」の「公務外」にされてしまうのでしょうか。

現在、県中体連の大会は、県専門部員と地元の専門部員(地区内の中学校の顧問全員)が公務として参加しているから運営できるのです。公務でないということで、この人達が運営に参加しなければ、大会を運営する人は誰もいなくなってしまいます。県専門部員・地元の専門部員の中には生徒を引率している者も、引率していない者も協力し、公務として大会の運営に携わっています。同じ仕事をして、生徒を引率しているものは公務だが、引率していないものは公務ではないというのでしょうか。あるいは、引率しているものが大会運営の仕事をする時は、公務を離れて公務外の大会運営の仕事をしているということになるのでしょうか。今年のソフトボールの県大会では開催地区の栗原には7校しかソフトボール部の設置校がなく、そのうち3校の顧問は、生徒を引率しながら運営の仕事をしていただきました。

東北大会・全国大会となっていくと、運営で落度がないように、かなり細かい点まで

気を使います。大会が上へと上がっていくにつれ、試合会場のコンディション・練習会場・儀式などの細かい点まで配慮しなければいけないのです。細かい仕事の多種多様さは、水泳の鶴岡先生の「全国中学の大会準備・運営について」を見ていただければ分かっていただけるのではないかと思います。大友先生も実に細かく練習会場の湯茶の準備まで心をくだき配慮していました。こうしたことは、きちんとできて当たり前とされ、時には勝利至上

主義のチーム関係者・保護者からのクレームにさらされ、辛い思いをすることも少なくないのです。その運営にあたるのは県中体連の専門部員(=県内のその種目の部活動の顧問のみ)なのです。

当然のことながら、大会運営の仕事は、一人で全てをこなせる量でないことは言うまでもありません。ところが、委員長の仕事のみが任命権者が発行した任命状を渡されているという理由で「公務」であり、その他の役員は「公務」でないとするのは、現実から乖離したものであると言わざるを得ません。むしろ、主催者の一角を占めながら、運営に携わる人間を出しもせず、任命状を一人にしか渡していない県教委の姿勢の方こそ問題であって、委員長への任命状は、専門部役員の代表として委員長に渡していると解釈するべきだと考えます。

今日は、他の校務との関係もあり、私が代表してここで話をさせていただいていますが、大友先生と一緒にバドミントンの全国大会の準備・運営にあたった、仙台市立西山中学校の鷲見浩勝先生の2003年2月19日付の陳述書など、他の先生方の陳述書にもしっかりと目を通していただいた上で、きちんと判断していただきたいと思います。

誰かが引き受けなければならない役員となり、大会の運営にあたっているのは、自分の学校・自分の部活動の生徒のことだけではなく、他の学校の生徒のことも考える誠実な先生が多いと思います。うちの職場や、ソフトボールの部会などで先生方が集まると、皆が口にすることがあります。それは、大友先生のケースが「公務」として認められないのならば、誰も「大会の運営」の仕事をする人などいなくなるということです。でも、大友先生をはじめ中学校の教員は、正直仕事はきついなと思いながらも、任意団体である「中体連」の仕事と思ってやっているのではなく、子どもたちの喜ぶ姿を思い描き、一生懸命がんばれる場を保障したいと願い、大切な「教育」の一環と考えながらがんばっているのです。このことを是非ご理解いただきたいのです。まして、今回のケースでは、大友先生は入院した委員長に代わって、その『公務』である委員長の代行の仕事までしています。身を粉にして自殺に追い込まれるまで、実際の運営の仕事もしていながら、委任状1枚が出されていないということで、彼の仕事が『公務』として認められないとするならば、あまりにも報われないことだと考えます。

私自身はそれほど大友先生とのつながりがあったわけではありませんが、大友先生の周りには私の親しい友人もたくさんいます。その誰と話してもまず口をついて出てくるのは、自分がなぜ大友先生を救えなかったのかと己を責める言葉なのです。し

かし、その周りの人たちもいっぱいいっぱいの状態で仕事をしていたのです。(小川先生なども倒れるまで子どもたちの世話をし、よるの9～12時頃まで学校に戻って仕事をしていた)そして周囲の誰もが確信していることがあります。それは全国大会の仕事がなかったら、大友先生が自ら命を絶つことは決してなかったということです。

このような悲しいできごとが繰り返されないことがないよう、現場の実態を分かっていた上で判断をしていただきたいと切望いたします。

〈仙台市立館中学校 養護教諭 / 山田きえ子〉

私は中学校で養護教諭として働いています。中体連の大会等において、救護役員として学校を離れて仕事をしていますが、その事実について陳述いたします。

中体連の救護に関して

毎年大会の前に中体連会長より、中学校教育研究会養護教諭部会に対して、救護の依頼があります。その依頼によって、部会の係の人が各会場に救護の割り当てをします。救護係は全市で割り当てているため、他の区の会場へ行く事も多く、必ずしも自分の学校の生徒がそこにいるとは限りません。ですから、養護教諭が各会場で救護を行っている場合には、「生徒を引率し、管理監督する立場」にはありません。

救護をするにあたっては、中体連会長から校長宛に養護教諭の派遣依頼と、養護教諭宛に救護係委嘱状がきます。しかし任命権者でありしかも大会主催者である教育委員からは、直接の委嘱状はありません。それでも私たちは出張として、旅費も支給され救護活動を行っています。従って、私たち養護教諭が行っている、救護係の仕事は、教育委員会が認めている「公務」という事になります。

公務災害認定通知書と救護の関係

公務災害認定通知書には、「生徒を引率し管理監督する場合には、通常業務の一部として公務遂行性が認められるが、引率がない場合には任命権者が役員への就任を命じた特別な場合を除いて原則として公務遂行性は認められない」としています。

基金支部の判断に従うならば、私たち養護教諭が行っている救護担当者としての仕事は、生徒の引率もしていないし、任命権者から役員の就任を命じられているわけでもないで「公軌」ではないこととなります。しかし、先にも述べましたように、これまでずっと「公務」として行ってきています。

この仕事が公務でないとするならば、私たち養護教諭は、これから救護係を引き受ける事はできないと思います。学校の中で、既往症や生徒の日常の状態を把握している中での応急処置と違い、何の情報を持たない生徒に対する応急処置では精神

的な負担が大きく違います。公務であると認識しているからこそ、必要と思われる救急薬品をそろえ、救急病院や休日当番医などの情報も確認し、万全な体制を整えて臨んでいます。それが、子どもの命を預かっている者の当然の心構えと考えているからです。

大会の運営役員も同じなのではないでしょうか。むしろ運営役員のほうが、いろいろな方面で万全を期して準備運営をしなければならず、その心身への負担は相当なものと思われます。運営をスムーズに行うことは、生徒の命を守ることに繋がっています。公務と認識していなければ、とても人の命をかる仕事はできません。

そもそもいろいろな大会を実施するにあたって、子どもたちの命と安全に対する責任は誰が負っているのでしょうか？ 大会主催者である教育委員会ではないのでしょうか？

それならば、主催者である教育委員会が、救急処置要員として、医師や看護婦を各会場にきちんと配置するのが当然と考えます。しかし教育委員会には、大会全般の運営について、計画する人員もなく、医師や看護婦を配置する予算もないために、現在のように中体連に全てを任せている状況になっているのではないのでしょうか？

認定通知書には、「全中の準備や運営は、実際には中体連が中心となって行っており、実質的に任命権者が主催する大会とは認められず、公務遂行性も認められない」としています。しかし、たとえ運営に関わっていないとしても、教育委員会には主催者として、大会に参加する生徒はもちろんのこと、大会を運営している全ての教職員に対する責任があるのではないのでしょうか？

生徒が大会中に怪我をした場合には、学校の管理下内として、医療費が給付されます。それは、大会が「学校教育」として行われているという認識からではないのでしょうか。

大会に参加している生徒は学校の管理下内であるが、その大会を運営している教師は、学校教育の中での仕事をしているわけではないというのは、大きな矛盾です。

部活動をしている先生達は、皆学校教育の一部だと思って行っています。

また不幸にも、大会中に損害賠償を請求するような怪我が発生した場合には、誰に請求する事になるのでしょうか？ 実行委員長個人や、中体連ではなく、宮城県や仙台市へ請求するのではないのでしょうか？ これはつまり、任命権者が認めている「公務」という事になるのではないのでしょうか？

部活動及び大会運営に関して

大会は一人の実行委員長が行うものではありませんし行えるものでもありません。多くの役員や参加者の協力のもと運営・実施されています。委員長が、任命権者から就任を命じられ公務遂行性があるならば、その委員長のもと係を割り当てられ運営に関わっている人全てに公務遂行性があると考えるのが当然です。

社会体育が十分に整備されていない現在、中学・高校における部活動には大きな

矛盾があります。大きな矛盾を抱えながらも多くの教職員の協力と努力で、学校教育の中で行われています。ですから全中も含め部活動にかかわる全ての事に関して、公務とすることが妥当です。

〔宮城県教職員組合 副執行委員長 / 森 達〕

大友雅義さんの事故に関わって、中学校に勤務する立場から、中学校現場教員の日常の勤務実態について陳述する。

困難を極める高校入試業務と生徒指導

大友雅義さんは97年度に3年生を担当していたが、高校入試業務は長期間にわたる時間的な束縛はもちろん、精神的な重圧もきわめて大きい。宮城県教育委員会(以下「県教委」)が93年4月に中学校での業者テストを廃止する通知を出すとともに、94年度の高校入試から公立高校の普通科に推薦制を導入したことはそれに拍車をかけた。

3年生担任は、10月から翌年3月まで高校入試業務に忙殺される。高校説明会や三者面談を行い、私立高校と公立高校の受験校を決定して、冬休みにまでにそれぞれの調査書を作成することになる。勤務時間中は会議が断続的に開かれ、また生徒との相談や面接の練習に割り当てられるほか、1・2年生の部活動の指導も行うことになるので入試業務を行うことは全く不可能である。

12月中旬に開かれる調査書等作成委員会(以下「委員会」)で校内選考が行われるが、委員会に提出する資料作成には膨大な時間を要しただけでなく、委員会は深夜におよぶことも珍しくなかった。

下記の手記は宮城県教職員組合(以下「宮教組」)が行ったアンケートに寄せられた3年生担任の生の声である。

私の家庭では今年も夫婦二人とも中三の担任でした。二人とも推薦選考のための調査書作成委員会が同じ日に重なったときは遅くなることが見込まれたので、四歳の息子は家内の両親のところに預けました。案の定、私の帰宅が遅くなり、夜中の0時を回りました。家に帰ると、家内はまだ帰っていませんでした。朝の5時過ぎに学校から電話をかけてよこして、会議が今までかかったので、今からいったん家に帰るということでした。これ以降も家に持ち込む仕事が多くなり、息子とふれあう時間は少なくなりました。息子はこの時期、精神的に不安定で、イライラしていました。今の制度で入試のための仕事を進めるにはこんなに膨大な時間が必要で、教員の家庭に大きな影響を及ぼしているということを県教委・文部省は知っているのでしょうか？

宮城の推薦入試では、中学校から推薦できる人数に枠がはめられているために校内選考から漏れる生徒が出てこざるを得ない。校内推薦をめぐる疑心暗鬼がどこの中学校にも渦巻いていた。県教委が定める推薦基準の曖昧さと不条理な高校入試制度が生み出す矛盾は、全県の受験生とその保護者、中学校教師を覆っていた。

一方、中学生をめぐるさまざまな事件や問題が発生していた。94年には愛知県で中学生がいじめを苦にして自殺をする。宮城でも「中学生が…」という枕詞でさまざまな事件がマスコミで報道されていた。学校になじめない、友達関係が築けない等の理由により、学校に登校できない生徒も増え、いじめや不登校は社会問題化していった。

大友雅義さんは98年度に1年生を担当して学年の生徒指導を担当する。学年の生徒指導担当は、学年内で起きたすべての「問題行動」の窓口になる。生徒同士の喧嘩や校内での紛失、器物破損や対教師暴力、喫煙や万引き等、中学校内外における「問題行動」が起きた場合にその事実の解明とその後の指導に対処しなければならない。場合によっては時間外の家訪問や学校への保護者召還、他学年とまたがる問題の場合にはその連絡調整等にも追われることになる。

97年の6月には、神戸で起きた連続殺傷事件で中学生が逮捕され全国を震撼させ、翌年1月には黒磯で女性教師がナイフで刺されて死亡し、中学1年生が逮捕されるなど、少年事件が頻発していた。

「今回の事件は、とても残酷な事件だったけど、私はこの少年の義務教育に対する不満はとても理解できる」(女子)「いくらストレスや社会への偏見があってもそれを惨殺や殺人といったことで表すのはよくないと思う。しかし、大人がこの少年の疑問をただ受け流すだけで、ちゃんと応答しないから殺人といった形で表してしまったのだろう」(男子)という中学生の感想に接したとき、事件を起こした少年の行動を良くないとしつつも、その少年の心情には共感できるという中学生が思いのほか多いことに中学教師はショックを受けた。

少年事件が頻発する中であっても、多くの中学校教師はできるだけ生徒の心に寄り添い、未来への希望を語りながら最善を尽くそうとしていた。大友雅義さんも学年の生徒指導担当として、精神的に張りつめた心労の絶えない日々を送っていたであろうことは想像に難くない。

教職員の時間外勤務が日常的に存在することを認めた県教委

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(以下「給特条例」)によって、教育職員には原則として時間外勤務を命ずることができないことになっている。しかし、中学校現場には日常的に時間外勤務が存在している。

中山中の勤務時間は午前8時20分～午後5時5分までだが、教育計画によれば、5月～9月までの部活動終了後の生徒下校時刻は午後6時30分となっている。部活動の指導を終えて、校舎を巡回すれば午後7時を過ぎるのは必定である。本事案における地方公務員災害補償基金宮城県支部真軌(以下「基金支部」)の公務災害認

定通知書では、「中学校教諭が生徒の部活動の指導を行うことは、職務の一環として公務遂行性が認められ」としているが、これは毎日最低でも2時間以上の超過勤務を強いられていることを意味する。県教委の「教育活動の現況調査」(01年10月1日～5日実施)で、中学校教員の平均退庁時刻のピークが午後7時～7時30分となっていることと符合する。しかも、中山中の教育計画では、大会の3週間前から30分の部活動の延長と午前7時30分からの「早朝練習」も認めている。県教委の調査で「毎日が忙しいと感じる」中学校教員が70.5%に上っているのも当然である。

このような勤務状況が続く中で、年次有給休暇(年休)の取得もままならない。厚生労働省が11月12日に発表した「03年就労条件総合調査」によれば、昨年1年間に労働者が取得できたのは1人平均8.8日で、調査が始まった80年以来過去最低だという。33名の県費教職員が勤務するA中学校の03年1月～11月20日までの年休取得状況は平均7.1日であり、厚生労働省の調査結果をさらに下回るものと思われる。98年の大友雅義さんの年休取得は5件18時間であり、終日年休を取ったことは1度もない。授業の持ち時数との関係で体調不良くらいでは年休を取れないのが中学校現場の実態である。A中学校でも年休ゼロが4名、8時間以下が4名おり、4人に1人が年間の年休が1日以下というまさに異常な勤務を強いられているのである。宮教組が行った「時間外勤務・部活動についての実態調査」(01年7月実施)では、時間外勤務の原因の第1位が部活動である。4月～6月の間の週休日に部活動の指導や対外試合に引率した日数の第1位が10日以上となっており、休日さえも休めないことを示している。

95年から宮教組と県教委との間で教職員の多忙問題に関する交渉がもたれていたが、98年3月27日の交渉で県教委学務課長(当時)は「校務が勤務時間内に終わることが困難な状況にあることは認識している。全庁的な対応で解消に努力したい」と、初めて公式に教職員の時間外勤務が日常的に存在することを認めた。

98年6月19日の交渉では、長期休業中の「まとめ取り」(指定休＝休)の取得が消化できていないことが事実として示され、学務課長は「休の取得を促進するため「8月13日～16日までを『当番を置かない日』とできるよう指導する」と回答している。さらに、98年11月24日の交渉で、「時間外勤務を解消すること」という宮教組の要求に対し、学務課長は「事前に計画の段階から正規の勤務時間を超えて勤務することが明らかな場合、各学校の実情に応じて通常の勤務時間を変更して対応してもかまわない」と答弁し、98年12月14日には「教員の時間外勤務の縮減について」という通知を出すに至った。また、文部省(当時)も98年1月20日「中学校及び高等学校における運動部活動について」という通知を発出し、週当たり2日以上 of 休養日を設定することを求めている。

中学校教員は通年で勤務時間を超えて部活動の指導を行い、その後に授業の準備にとりかかることになる。県教委はこのような時間外勤務の実態を改善するため、「学校における業務内容の精選・見直しについて」(99年10月12日)、「教職員に通常の勤務時間を変更して勤務を命じる場合の取り扱いについて」(99年10月20日)

という2つの通知を出し、さらに「時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進について」(03年4月18日)という通知を出して市町村教育委員会を指導しているが、その効果は上がっていないのが実状である。

進む教職員の健康破壊

公立学校共済組合および教職員互助会が実施した1日ドックの検診結果をみると、「要観察」「要精検」「要医療」と判断された人数・率は以下の通りである(教育庁発行「宮城県教育委員会職員安全衛生管理の概要」から作成)。

	受診人員	検 査 結 果			(a) + (b) + (c)
		(a) 要 観 察	(b) 要 精 検	(c) 要 医 療	
1992年	1571人	138人(8.8%)	667人(42.5%)	197人(12.5%)	63.8%
1993年	1787人	252人(14.0%)	804人(45.0%)	116人(6.5%)	65.5%
1994年	1820人	138人(7.6%)	981人(53.9%)	157人(8.6%)	70.1%
1995年	1864人	272人(14.5%)	1026人(55.1%)	60人(3.2%)	72.8%
1996年	1986人	314人(15.8%)	1041人(52.4%)	72人(3.6%)	71.8%
1997年	1977人	391人(19.8%)	921人(46.6%)	118人(6.0%)	72.4%
1998年	1992人	138人(21.0%)	936人(47.0%)	60人(3.0%)	71.0%
1999年	1996人	418人(20.1%)	1039人(52.0%)	99人(5.0%)	77.1%
2000年	2097人	484人(23.1%)	1071人(51.1%)	162人(7.7%)	81.9%
2001年	2031人	482人(23.7%)	943人(46.4%)	213人(10.5%)	80.6%
2002年	2100人	709人(33.7%)	888人(42.3%)	117人(5.6%)	81.6%

90年代当初まで「要観察」「要精検」「要医療」と判断された教職員の率はの60%台だったが、94年には70%台になり、2000年になると実に80%台にのぼっている。これは現在の学校現場の勤務実態が悪化の一途をたどっていることを示しているものと考えられる。

村戸政夫氏(公立学校共済組合北陸中央病院臨床検査科部長)は、「同じ仕事を

していても、仕事の進め方や判断を自分で決定できる場合、ストレスは小さくなります。逆にだれかの指示に厳密に従って仕事を進めなくてはならない場合、ストレスは大きくなります。したがって、裁量権の高い管理職は仕事量が増えてもストレスはそれほど増加しませんが、裁量権がない現場担当者は仕事量のわずかな増加でも予想以上にストレスが増大する可能性があります」(「教職員のための健康管理」03年10月公立学校共済組合発行『共済フォーラム』)と指摘している。

基金支部の公務災害認定通知書では「10年以上の経験を持つ教師としては、ごく日常の職務に従事していたものと認められる」としている。だが、80%を超える職員の健康を破壊している「通常の日常の職務」そのものが異常なものであり、本事案が公務外の災害であるという認定は著しく妥当性を欠くものと思われる。

《仙台市教職員組合 書記長 / 芳賀直》

私は、故大友雅義先生の公務災害認定を実現する会の事務局長として、大友さんの勤務状況や中体連の役員、全国中学校バドミントン大会の実態などについて、関係者から聞き取りして実態をつかんできました。また、学校事務職員という教育行政の仕事をしてきました。そのような立場から、審査するに当たってぜひ学校現場の実態をご理解いただきたく陳述します。

まず、第一に、大友さんが従事していた中体連や全国中学校バドミントン大会の実行委員会の業務が「公務」であるという点について陳述します。前の大木さんや山田さんが話したように、実態として学校現場においては、「公務」と認識して業務に従事していることは、校長も職員も当たり前のこととなっていることはおわかりいただいたと思いますが、更に、任免権者である仙台市教委も、基金支部の質問に対して、判例などの資料も示し、明確に「公務と認識している」と回答しています。また、宮城県教委の「県費負担教職員の出張等の取扱いについて」の通知でも、「団体の運営用務」であっても、「学校運営又は教育活動と密接に関連するもの」は、「出張」と取り扱うことと明示しています。このように、任命権者等、サービスを監督する者が明確に「公務」と扱っているわけですから、当然、大友さんは、「公務」と確信して、中学生のあこがれの「全国大会」を成功させるため、教師としての使命感を発揮して業務に全力を傾けていました。それを、業務を命ずる関係にない「基金支部」が任意団体だからというだけで、学校現場の実態を十分に検討しないで、「公務外」と判断したことは間違いです。中体連の大会は地区、県段階、東北、全国大会などの規模の大会が毎年開催されているわけですが、これらの準備業務、運営業務が「公務外」とするならば、その仕事を「いつ」「だれが」行うのでしょうか。中学校教員が「公務外」だからと、その仕事をしなくなれば大会そのものが成り立つと思いますか。当審査会の判断は、大友さんの「公務災害補償」のみならず、中学校の教育活動の一環として行われている中体連

の運営，大会の開催にも影響する非常に重要な判断になります。ぜひそのことを，念頭に置いて，「公務上」と判断して審査を進めるよう強く要求します。

第二に，大友さんの勤務状況に関して陳述します。基金支部に提出されている大友さんの勤務校である中山中学校からの「災害発生前6ヶ月間の勤務状況調査」や「災害発生前1ヶ月間の勤務状況調査」によれば，退勤時間が17:05分，時間外勤務はなしと報告されています。

しかし，前の，森さんが述べたように，中学校の教員のほとんどは，ほとんど毎日のように午後6時30分以降の退勤と休日勤務を余儀なくされています。そのことについては，県教委も認めていて，組合が解決策を早急に講ずるよう求めています。県教委は有効な手段を講じてきていません。そのような実態を十分につかんだ上で，大友さんの勤務実態を把握することが何より必要です。このような調査票で，彼の勤務実態を把握したつもりでいたら，「中学校教員のことを何もわかっていない」と，みんな怒りますよ。しかし，なぜ，このような調査票が報告されたかと言えば，それは，教員の勤務時間に関する法律のひとつに，「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」それを受けた「県条例」により，「原則として正規の勤務時間を超える勤務を命じないものとする」となっているため，形式的に，「時間外勤務はなし」と報告せざるを得なかったのです。しかし，実態は，森さんが述べているように，時間外勤務が常態化しているのです。法制度と，学校現場の実態の乖離があるので，審査に当たっては，実態に沿って判断されることを強く望みます。

また，災害発生前1ヶ月の勤務状況調査や出勤簿によれば，ほとんどが?という休日扱いになっていますが，これは，当時，職員の勤務時間条例では，完全週休二日制になっていましたが，学校においては，月の第二，第四土曜日が休日になっているだけで，その他の土曜日は，出勤日となっていました。そのため，学校の中でも，教育職員は，完全週休二日制になっていませんでした。そのため，年間を通して平均週40時間の労働時間となるよう，休業日となっていない土曜日の勤務時間の分を夏休みなどの長期休業中に振り替えて「まとめ取り」という形を取らざるを得ませんでした。しかし，夏休み期間中に10日～12日程度の「振替休日」いわゆる?を完全に消化することは，「部活動」などの業務のある中学校の教員にとっては，ほとんど不可能な状況でした。もし，完全消化をするとすれば，中学生が楽しみとしている「部活動」は，大幅に活動が制限され，技術力の向上に支障をきたします。そのため，実態は，提出資料にある「夏季休業中の部活動予定表」にあるように，ほとんど毎日「部活動」に従事しています。「部活動指導」のほかに，準備や後かたづけ，下校確認など含めると5時間程度は，休日出勤しているのが実態です。大友さんの場合は，その後，深夜まで，全国大会の準備に従事していました。ほとんど休みもなく長時間労働をしていました。これも，前段で述べたように，法制度と，学校現場の実態の乖離があるためであり，審査に当たっては，実態に沿って判断されることを強く望みます。

それでは，大友さんの勤務実態について具体的に陳述します。

前の，森さんが述べたように，中学校の教員のほとんどは，普段でも月50時間を超

える時間外勤務を強いられています。これだけでも、平成14年2月の厚生労働省の「過重労働による健康障害の防止について」の通知でも、月45時間を超える時間外労働は、「過労死予備軍」として、使用者に対して実態の解消の措置を講ずることを義務づけています。この通知からすれば、中学校の教員のほとんどが普段の業務だけでも、この条件に該当してしまいます。

しかし、大友さんの場合は、さらにその上に、全国中学校バドミントン大会実行委員会の総務部長の業務に従事したために、深夜まで及ぶような業務が続きました。彼は、元同僚の菊地さんも述べているように、まじめで、全中の仕事をしているからと学校の仕事を手抜きをするような人ではありませんでした。また、そのことで周りの人に負担をかけては申し訳ないと、学校の仕事に誠意を持って取り組んでいました。そのこともあって、全中の仕事は、出張命令を受けて会議等に出る場合を除いて、ほとんどは、学校の仕事が終わった後の時間、午後7時以降にしていました。それは、会議で決められた分担業務をする時間は、学校では通常の業務でさえ勤務時間中に終わらない実態にあるわけですので、勤務時間外にならざるを得なかったのです。また、前の方も述べたように、全中実行委員会は「公務」として出張している以上、そこで決定されて発生した分担業務も公務であることは明白であります。であるならば、それに費やした業務の時間も労働時間として認め、業務の過重性を把握すべきです。

実際の労働時間で判断し、全中の業務も「公務」と認めるならば、請求人の博子さんと中山中学校の同僚や全中実行委員会の仲間の皆さんからの資料提供や聞き取りにより調査した「大友さんの勤務実態調査」が博子さんの提出した陳述書(一)に添付資料としてありますが、その資料は皆さまのお手元にお渡ししていますのでご覧下さい。それによれば、通常の日々の退勤時刻が、ほとんど毎日午後8時前後であり、7月19日以降は、いわゆる「休日」にもかかわらず毎日のように出勤し、部活動指導や全中実行委員会の大会準備の業務に従事していました。帰宅時刻は、連日午後9時前後で、さらに自宅で深夜に及ぶまで業務に従事していました。それは、基金支部に資料として提出した大友さんの作成した文書類が保存されたフロッピーの文書の更新記録で証明されています。

災害発生1ヶ月前の彼の勤務時間は、7月20日～26日は、75時間、27日～8月2日は、91時間、3日～9日は、96時間、10日～17日は、65時間30分、8月17日～被災前日の23日は、90時間となっています。410時間を超え、そのほとんどが、前に述べたように、いわゆる「休日」の休日勤務も含め、350時間を超える時間外勤務です。この実態が過重でないと言うことはできないでしょう。大友さんが、中山中学校の生徒のみならず、全国の中学生のために自分を犠牲にしてまでがんばった、彼の思いを受け止めて、この勤務実態をぜひ正当に評価して審査されますよう切に望みます。

第三に、大友さんが果たしていた全中実行委員会での業務の複雑性や責任の重さについて述べます。

まず、全中実行委員会の業務は、20年に1度程度しか回ってこない仙台開催の全

国大会の準備業務であり、全く初めての経験で、日常の業務とは全く違う職務です。その点で、公務災害認定基準にある「特別の状況下における職務」であることは明白です。特に、彼は、その中でも、実務上の実質的な要役である総務部長をしていました。総務部長の業務内容については、提出している資料の「業務必携」や西山中学校の鷺見浩勝さんなどの資料でもおわかりの通り、大会準備業務、大会期間中の運営業務の大本の要役の仕事です。常に、全体を見渡しながらかつ各係間の調整や対外的な渉外業務などをこなしながら、何らかの不具合があればすぐに対応しなければならない重要で責任の重い業務です。特に、大会期間中は、全国から参加してくる中学生や引率してくる教師、全国の競技団体の役員などに迷惑をかけてはならないと、細心の注意を払い、いつどのようなトラブルなどが起こってもすぐ対応できるような体制で臨んでいました。ましてや、学校とは違い日常的に一緒に仕事をしていない人たちとの共同の業務であり、コミュニケーションを取るのにも大変です。大変な気配りをしながら、スムーズに行くようにしなければなりません。そのほかにも、語り尽くせないほど、日常の業務とは違う、過度の精神的なストレスの伴う業務が連続していました。大会期間中に、大きなトラブルがなかったとしても、さまざまな小さな些細なクレームや質問などがひっきりなしにあり、気を休める暇はなく緊張の連続する業務で、その中で大友さんは、的確な指示を出し、信頼していましたと、当時一緒に仕事をしていた実行委員の仲間は話していました。

このように、異常といえるほどの過重な勤務による過労と日常の業務とは違う、過度の精神的なストレスの伴う業務が連続したことにより、その過重に耐えきれず自ら命を絶たざるを得なかったのです。ぜひ、この実態をきちんと把握して、審査されるよう強く望みます。この実態が、認められれば、公務災害の認定基準を十分に満たしていることは明白です。実態に即した判断をするよう強くお願いします。

《代理人 弁護士 / 杉山茂雅》

1 これまでの陳述で明らかにされたように、中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務には、公務遂行性がないとする基金支部の認定が、学校現場、及び中体連の運営の実態とも大きくかけ離れた事実にそぐわないものであることは明らかになった。そもそも、基金支部に提出されている任命権者である仙台市教育委員会の回答、およびこれに添付されている大会要綱、主催者の大会負担金等の証拠をも無視した不当な認定であることも明らかである。

審査会においては、任命権者の認識、大会運営の実態といった事実を見据えて正当な判断がなされることを、まず求めるものである。

2 大友雅義氏の行っていた中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員

会事務局総務部長の業務に公務遂行性が認められる以上、これらの業務に従事したことも、被災者が過重な長時間労働に従事したかどうかの判断の評価対象に加えられなければならない。

3 大友氏をはじめとする教育労働者の労働時間は、既に述べたとおり、通常の業務だけでも長時間労働が恒常化している。これに加えて、中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務が加わり、深夜にまで及ぶような極めて長時間の労働が長期にわたって継続していた。災害発生前5週間の労働時間は、417時間30分になっていることは、既に指摘している。週83時間30分にも及ぶ労働である。毎日12時間1日も休まずに労働していたことになる。

このような長時間労働の結果、大友氏には疲労が蓄積していた。しかも大友氏の労働は教育労働という精神労働であり、肉体的疲労に加えて精神的疲労が蓄積されていたのである。その上、大友氏は、免許外の社会科の授業をこの年始めて受け持っていた。免許外の教科を教えることの精神的負担は、請求人大友博子が提出している陳述書(5)に述べているとおりである。免許外の教科を受け持った教師は「専門的な知識と、それに裏付けられた教材研究の深さ」のない状態で、自信を持って教えることができず、自らの指導に対する不安を抱えながら、緊張して授業を行なっている。そして、成績に差が出ないか、生徒・保護者から苦情が出されないかと不安を常に抱いているのである。被災者大友氏自身も、この陳述書に添付されている「社会科指導上の悩み」と題する書面で、精神的苦悩を述べている。さらに、当時の所属長であった仙台市立中山中学校の澤藤英樹校長も基金支部に提出した「故大友雅義教諭事案に関する確認事項(回答)」の中で、「教科書の進度や指導方法については、時には悩んでいたこともあった」「学級の成績については、伸び悩みについて、多少気にしているところがみられた」と述べており免許外の教科を担当することで、精神的重圧を受けていた様子が語られている。

このような精神的負担が、常にのしかかった状態で、長時間の労働を行ない、しかも中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務が重なって、前述したとおり直近の5週間は平均して週83時間にも及ぶ労働を行なっていたのである。

4 以上のような状態が、労働者に精神的破綻をもたらすことは、明らかである。

千葉医師は、遺族等からの聞き取りを行ない、遅くとも7月中旬以降には、「ICD10のうつ病の診断基準の主要な症状のうち、興味と喜びの喪失と活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少の二つが認められ、一般的な症状のうち自己評価と自信の低下、罪悪感と無価値観、将来に対する希望のない悲壮感、睡眠障害、食欲不振の五つが認められる」として、「中等症のうつ病エピソードと診断される」としている。そして、仕事内容・仕事量の大きな変化と勤務・拘束時間の長時間化があり、4月から免許外の授業を始めて受け持つなどの新たな負荷が加わったこと、これに全中と

いう大規模な全国大会の委員長に次ぐ重責の総務部長という役職につき、そのために仕事と責任が大きくなったこと、そしてこれに伴う長時間労働が加わり、業務上の大きな心理的負荷がかかっていたことを認めている。そして、業務外の負荷、さらには「個体側の要因としてうつ病の既往歴も家族歴もなく、うつ病を引き起こすような身体疾患の罹患もない」ことも勘案したうえで、業務起因性があると判断している。

5 基金支部自身も、被災者には、平成10年6月下旬頃にICD10でいう「うつ病エピソード」が発症していたと認定している。そして、「本人は、全国中学校バドミントン大会の準備を自殺前1ヶ月の間に長時間行ったとされるが、そのことが上記精神疾患に加え疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性はある」と認めているのである。

ところが、全国中学校バドミントン大会の準備は公務とは認められないとする事実と異なり、仙台市教育委員会の認識とも異なる認定を、証拠に基づかずに行なって、業務起因性を否定した。その上、何の証拠も示すことなく、「医学的知見」なる文言を用いただけで、「うつ病」の発症は、個体要因が原因と断じているのである。

しかし、大友雅義氏は、基金支部に提出されている各証拠によれば、精神疾患に罹患したことも、精神科に通院したこともなく、性格的にも、誠実で信頼もあり、仕事もきちんとこなし、スポーツマンでもあり、活動的で明るい外向的性格であって、一般的にうつのタイプとされている几帳面で神経質で内向的でうまく気分転換ができないといった性格ではない。「医学的知見」からは大友氏個人に関する精神的脆弱性は読み取れないはずである。

したがって、本件の「うつ病エピソード」の発症を個体要因に還元することはできない。逆に、提出されている各証拠からは、長時間労働の継続、免許外教科の担当を含む教育という業務の精神的な負担に加えて、全国中学校バドミントン大会の準備とその運営の中心になって活動したという職務の重責、重圧が、大友氏の精神的疲労を加重させて、うつ病を発症させ、自殺にまで至らしめたと判断すべきである。

基金支部の決定は、業務起因性に関しても提出された証拠を無視するものであり、「医学的知見」にも反する不当な決定であることは明らかである。ただちに取消されなければならない。

6 最後に、被災者及び申立人らは、学校教育の場で子ども達の健全な成長・発達を図るべく、日夜努力を続けている。全中の活動もその努力の一環である。

しかし、教師たちは、多忙を極め、休息を取ることもさへ困難であり、私生活さえ犠牲にしながら子ども達のために働きつづけている。その結果、教師たちは、身体的にも精神的にも疲れ果てている。教師たちにゆとりがない状態のままでは、子ども達にゆとりある教育を施し、子ども達の健全な成長・発達を保障することは不可能である。学校は、子ども達の健全な発達を保障する場としてふさわしくない労働環境になっていると言って過言ではない。申立人らは、このことを憂えている。これが、4000名を上回る教師たちの署名に現れている。

申立人らの本公務上災害認定を求める願いは、ゆとりのある教育を行なって、子ども達の全面的な発達を保障する学校を作り上げていくことにある。そのためにも、労働条件の改善を勝取るべく、過重な労働によって不幸にして倒れてしまった教師・大友氏に公務上災害の認定を認めてもらいたいと願っているのである。

同時に、不幸にして倒れてしまった被災者の家族の生活を支えていくことは、公務上災害の大きな目的である。すなわち、労働過程の中で不幸にも傷つき、死亡した労働者及びその家族は、収入の道を閉ざされることになり、生活に困窮することになる。被災労働者及びその家族の生活を保障するという目的のために公務上災害の補償制度が作られている。したがって、公務災害認定は、この制度趣旨に基づいて、被災労働者の救済に向けて運用されなければならない。

この間、いわゆる「過労死」「過労自殺」の認定基準が、災害主義にとらわれることなく、実態に即して蓄積疲労をも考慮するように変更され、蓄積疲労は6ヶ月(特別な事情がある場合には1年間)に遡って評価するように改められた。これは過重な長時間労働が蔓延しており、そのために多くの労働者が被災してきた事実を反映したものである。そして、何よりも被災した多くの労働者、その家族が、労働条件の改善と、生活の保証を求めて、公務上災害の認定を求めてきた運動の成果でもある。

審査にあたっては、公務上災害の制度目的、そして何よりも被災労働者らがおかれている労働実態に目をそむけることなく、事実を則して審査されるよう求めるものである。